

専攻科科目履修及び修了要件について

1. 授業科目、単位等

各専攻の授業科目及び単位数は、各専攻案内の教育課程表のとおりである。

授業科目の1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 履修方法

- (1) 授業科目の履修に当たっては、年度始めに指導教員の署名を受けた「受講申告書」（様式は学生便覧を参照すること。）を所定の期日（前期の授業開始から2週間以内）までに学生課教務係へ提出しなければならない。
- (2) 受講申告した選択科目を変更（追加又は取り下げ）する場合は、「受講申告変更届」（様式は学生便覧を参照すること。）を所定の期日（追加の場合は授業開始から2週間以内に、取り下げの場合は前期科目は4月末日、後期科目は10月末日）までに学生課教務係へ提出しなければならない。
- (3) 特別研究については、次節を参照すること。

3. 特別研究の履修方法

- (1) 学生は、指導教員が提示する「専攻科特別研究教授要項」の中から研究テーマを選択する。
- (2) 学生は、上記により希望する研究テーマを3題選択し、順位を付して「特別研究テーマ選択届」（様式は学生便覧を参照すること。）を学生課教務係に提出する。
- (3) 研究テーマは、研究の内容と方向を示すもので、最終的研究テーマではない。
- (4) 学生から提出された「特別研究テーマ選択届」により、研究テーマ（指導教員）を決定する。ただし、希望学生数が受入限度を超える場合は、調整を行う。

4. 試験、成績の評価等

- (1) 定期試験は、原則として前期末及び後期末に行うが、授業科目によっては、平素の成績又はレポート等をもって代えることがある。
- (2) 成績は、授業科目ごとに当該授業科目の実授業時数の4分の3以上の出席がある科目について、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法によって評価し、次の区分により優、良、可又は不可の評語で表し、優、良、可を合格とする。ただし、校長が認める理由（長期病欠そ

の他) のある場合は、3分の2以上の出席がある科目について評価することができる。

評語	評 定 区 分
優	80 点以上
良	65 点以上 79 点まで
可	60 点以上 64 点まで
不可	59 点以下

- (3) 病気その他やむを得ないと認められる理由によって、定期試験を受験できなかった学生については、追試験を行うことができる。

なお、追試験の成績は、上記(2)に準じて評定する。

また、追試験の受験を希望する学生は、「追試験受験願」(様式は学生便覧を参照すること。)を所定の期日までに学生課教務係に提出し、当該授業科目担当教員の指示を受けなければならない。

- (4) 成績が不可と評定された学生については、再試験を行うことができる。

なお、再試験の成績は最高 60 点として評価する。

また、再試験の受験を希望する学生は、「再試験受験願」(様式は学生便覧を参照すること。)を所定の期日までに学生課教務係に提出し、当該授業科目担当教員の指示を受けなければならない。

- (5) 評定が可以上及び合格の科目については、所定の単位が認められる。なお、既得単位の取消及び成績の更新はできない。

- (6) 成績は、前期及び後期試験期間終了後、原則として、2 週間以内に学生課教務係から各人に通知する。

5. 修了要件

修了要件は、専攻科に 2 年以上在学(4 年を限度とする。)し、学則第 47 条に規定する教育課程に基づき、62 単位以上を修得しなければならない。

6. 学士の学位取得について

学士(工学)の学位を取得するためには、学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日規程第 28 号)第 4 条の規定に基づき大学評価・学位授与機構が定める所定の手続きを執らなければならない。

なお、詳細については、大学評価・学位授与機構が発行する「新しい学士への途」を参照すること。